外環の2・一部区間廃止の都市計画提案・正式受理の件

[概要版]

2015・1・19
提案者:古川英夫

今回の提案の内容

3年前の2011年12月　外環の2計画道路の内、杉並区善福寺2丁目(約300m)部分を廃止して欲しいという提案を東京都に提出、その後　2年半に亘り　補正指示の連続であったが　その対応を続け　昨年12月　3年掛かって　やっと正式受理された。

都市計画提案とは

都市計画法の第21条の2には　都市計画の変更についての提案が自由に出来る制度が用意されている。

提案に必要な3要件

① 一定の面積以上の一団の土地であること(5,000m^{2}以上のこと)
② 土地所有者の2/3以上の同意、　それら所有者の持つ土地面積も2/3以上の事
③ 都市計画に関する法令上の基準に適合している事

今回のニュースの特徴

① 道路での提案は東京都初、なおかつ　廃止の例は全国でも前例がないこと。
② 公の提案制度を活用して　道路の廃止を提案し　受理された事。
③ 地権者の79%が外環の2道路を不要と判断したことが提案を強力にしている。

今後の展開は

都は地元自治体(今回は杉並区)に意見を聞いたのち遅滞なくこの提案に基づく都市計画を定めるか判断する。定める、定めない、どちらにしても　この提案は都の都市計画審議会に掛けられ　委員の意見を求められることになる。

この提案の担当部門

(敬称略)

(総合面)　都市整備局……都市づくり政策部……都市計画課・課長　新井　一成
担当係長　高橋　将司
(道路面)　都市整備局……都市基盤部……街路計画課・課長　佐久間　巧成
外環担当課長　武田　光一
外環担当係長　安西　崇博

本件問い合わせ先

提案者:古川英夫(杉並区　　)

②

東京都のH.Pに30頁のマニュアルが掲載されている。
[④の最下段、参照]

都市計画の提案制度

都市計画法第21条の2に基づく都市計画の決定又は変更の提案について、東京都では、提出書類、審査基準、窓口等を下記のとおりとしましたので、都市計画の提案をされる皆様はこれを参考に手続をしてください。

都市計画の提案で来庁された方は、都市づくり政策部都市計画課にお越しください。(第二本庁舎21階北側 TEL03-5321-1111 内線 30-243)

目　次

1　都市計画の提案とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p 1
2　東京都に提案できる都市計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p 3
3　提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p 3
4　審査基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p 7
5　提案に関する事務手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p 7
6　参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p 9

平成25年7月

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

参考: 都市計画法　第21条の2　“都市計画提案“

③

第２１条　都道府県又は市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域が変更されたとき、第６条第１項若しくは第２項の規定による都市計画に関する基礎調査又は第１３条第１項第１９号に規定する政府が行う調査の結果都市計画を変更する必要が明らかとなつたとき、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についてその目的が達成されたと認めるとき、その他都市計画を変更する必要か生じたときは、遅滞なく、当該都市計画を変更しなければならない。

２　第１７条から第１８条まで及び前２条の規定は、都市計画の変更（第１７条、第１８条第２項及び第３項並びに第１９条第２項及び第３項の規定については、政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。この場合において、施行予定者を変更する都市計画の変更については、第１７条第５項中「当該施行予定者」とあるのは、「変更前後の施行予定者」と読み替えるものとする。

（都市計画の決定等の提案）

第２１条の２　都市計画区域又は準都市計画区域のうち、一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい政令で定める規模以上の一団の土地の区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、１人で、又は数人共同して、都道府県又は市町村に対し、都市計画（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市再開発方針等に関するものを除く。次項において同じ。）の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。

２　まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社若しくはまちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体又はこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、都道府県又は市町村に対し、都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

３　前２項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、次に掲げるところに従つて、国土交通省令で定めるところにより行うものとする。

一　当該計画提案に係る都市計画の素案の内容が、第１３条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものであること。

二　当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。）の区域内の土地所有者等の３分の２以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となつている土地の総地積との合計の３分の２以上となる場合に限る。）を得ていること。

（計画提案に対する都道府県又は市町村の判断等）

第２１条の３　都道府県又は市町村は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、計画提案を踏まえた都市計画（計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市計画をいう。以下同じ。）の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

（計画提案を踏まえた都市計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議）

第２１条の４　都道府県又は市町村は、計画提案を踏まえた都市計画（当該計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部を実現するものを除く。）の決定又は変更をしようとする場合において、第１８条第１項又は第１９条第１項（これらの規定を第２１条第２項において準用する場合を含む。）の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該計画提案に係る都市計画の素案を提出しなければならない。

（計画提案を踏まえた都市計画の決定等をしない場合にとるべき措置）

第２１条の５　都道府県又は市町村は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者に通知しなければならない。

２　都道府県又は市町村は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）に当該計画提案に係る都市計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

（国土交通大臣の定める都市計画）

第２２条　２以上の都府県の区域にわたる都市計画区域に係る都市計画は、国土交通大臣及び市町村が定めるものとする。この場合においては、第１５条、第１５条の２、第１７条第１項及び第２項、第２１条第１項、第２１条の２第１項及び第２項並びに第２１条の３中「都道府県」とあり、並びに第１９条第３項から第５項までの規定中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、第１７条の２中「都道府県又は市町村」とある